

戦前日本における公民教育に関する研究

— 学校教育による「公民」概念の構築を中心に —

李 宛 愷

筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究専攻博士課程

本研究は戦前日本の学校教育による「公民」概念に関する公式的な定義を明確にすることを通じて、戦前日本政府による「理想的な公民像」に関する見解および構築意図を明らかにすることを目的とする。諸先行研究による戦前日本の「公民・公民科教育」に関する政策およびカリキュラムを概観する以外に、多様・多元的な内容構成の中、「公民」という新しい身分・概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究はさらに政府による公式に発表された法令、教授大綱・要旨、現場で使用される教科書、そして実際に政策の制定に関わる官僚・有識者の見解の調査・分析を通して、戦前における「公民」概念に関する定義を究明することとする。

考察として、1930年代から満州国独立、国連脱退、天皇機関説など国内情勢の激動を分水嶺とし、「公民」概念は主に二つの発展傾向が見られる。1880年代後半、「市制・町村制」の発表と共に注目を浴び始める「公民」概念は、基本的にアメリカによる「citizen」およびドイツによる「staatsbürger」という二つの概念を取り入れながら本土の「市町村公民」概念と融合し、地方自治の参政・活動主体として構築されることとなる。すなわち、「公民」は、国民や臣民との違いが強調され、立憲制・地方自治の発展による格別な身分として、義務・権利を担うこと以外に、積極的・主動的な政治参加が求められるようになった。

しかしながら1930年代国内外の情勢の変動に応じて、再構築された「公民科」は欧米の自由主義、個人主義に関する価値観の否定・修正および新体制の確立に伴う国家、皇室への帰属、忠誠、敬愛などの意識・自覚の強化という目的が新たに樹立された。このような方向性の転換に伴い、「公民」概念による欧米の政治理論との関連性が改めて否定され、古来の「オホミタカラ」概念を継承し、国民、臣民、御民、皇民とは同義であると改めて強調されるようになった。

キーワード：戦前、公民教育、公民

1. 問題意識

日本における戦前の「公民教育」あるいは「公民科教育」に関する研究はさまざまな成果が蓄積されてきた。多くの研究者は戦前日本における「公民・公民科教育」の制度に関する構想・理念は主にドイツの国家の構成者・国家の形成者・国家に忠実な人間である「staatsbürger」を育成する理念、およびアメリカの自分の住んでいる地域、社会を理解する「citizen」を培養する理念から影響を受けてきたと指摘した。(大森・森 1968)

松野修(1990)の研究により、戦前の「公民・公民科教育」の性格については主に三つの見解が挙げられる。「公民・公民科教育」を臣民教育、皇民化教育と同一視する見解もあれば、初期の「公民科」にはたしかに進歩的な側面があったことを認めなければならないと評価する見解もあ

る。そしてこの教科は本質的に上述のような二つの性格を具現したものであるという総合的な見解も示されている¹⁾。また、先行研究を通して、これまでの「戦前の公民教育」に関する諸研究は学制が発表されて以来重視されてきた「修身科」や市制・町村制の実施に伴い注目されるようになった「法制及経済科」を対象とする場合もあれば、明確的に「市町村公民」の育成を目的とする「自治民育・自治体教育」や1920年「改訂実業補習学校規定」の公布をきっかけに正式に法的位置づけを獲得した「公民科」に焦点を当てる場合もある。

しかしながら、上述のように、科目の全般的な内容や教材の編纂の仕方^{マツ}に着眼する議論は活発に行われてきたが、政治体制の革新と共に新たに注目され始めた「公民」という身分・概念を中心とする研究は比較的少ないのである。

帝国臣民、国民、住民など相対的に明確で固定的な定義を持つ概念と異なり、常に欧米における国政や地方自治に参与する構成員のあり方に関する議論そして国内の実際の政治情勢、統治方針などの影響を受け続けていることが「公民」概念の最も重要な特徴のひとつだと考えられる。公民教育、公民科、公民訓練などの合成語は創作されてから戦後そして今日に至っても持続的に使用されてきたが、「公民」という単一概念すなわち「理想的な公民像」に関する見解および構築意図が転換するたびに、それぞれの定義も常に再検討、再構築に直面しなければならないのである。

2. 研究目的・研究手法

上述のように、本研究は戦前日本の学校教育による「公民」概念に関する公式的な定義を明確にすることを通して、戦前日本政府による「理想的な公民像」に関する見解および構築意図を明らかにすることを目的とする。諸先行研究による戦前日本の「公民・公民科教育」に関する政策およびカリキュラムを概観する以外に、多様・多面的な内容構成の中、「公民」という新しい身分・概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究はさらに政府による公式に発表された法令、教授大綱・要旨、現場で使用される教科書、そして実際に政策の制定に関わる官僚・有識者の見解の調査・分析を通して、戦前における「公民」概念に関する定義を究明することとする。

3. 先行研究による公民・公民科教育の発展過程

「市町村公民」を対象とする「市町村公民教育」が認識されるようになる以前、日本には「公民教育」と称される教育制度が存在していたのか。1936年に内務省が出版した「我が國に於ける公民教育の沿革」により、「公民教育」の地位が認められる端緒は日露戦後において地方自治の経営・振興が隆盛になる1907年以後となるが、発展の端緒は学制制定当時にあるという見解が示された。すなわち、「staatsbürger」および「citizen」に関する教育理念が導入された時点から、従来の修身、経済、本邦法令などの道徳、社会科学教育を「公民教育」の範疇に属するとみなす傾向があると思われる。

以下は「公民」が正式的にカリキュラムそして教材の中に取扱われるようになった背景・過程

1) 松野修(1990)「戦前公民科の歴史的 성격—「公民科」と「公民教育」」『名古屋大學教育學部紀要. 教育学科』37号

を概観する²⁾。

(1) 法制及経済科

1880年代から、憲政の確立や陪審制の導入や市制・町村制の実施など政治的・社会的環境の変化に伴う一般人の参政権の拡大を背景に、より系統的な政治教育の必要性が認識されるようになった。国民全体の政治的素養を向上するため、「法制及経済科」は順次に実業学校や中学校などの教育機関に設置された。各法令の内容および科目実施の実績に関する考察を通して、高山次嘉(1970)は立憲政体の完美のために立憲国民たるの政治的教養を与えることが設置の主要な理由の一つであるため、専門的知識や制度や原理の説明が中心とされるため、徳育や教化など気風と陶冶のための要素に乏しい側面を指摘した³⁾。また、大森・森(1968)も法制及経済の主知主義的傾向に着目し、このような性格は政治や経済に関する知識の伝達を目的とした欧米諸国の初期公民教育と軌を一にしていると指摘した⁴⁾。

(2) 公民科

① 1920年

一般的に、1920実業補習学校規則の改正とともに「国家公民として心得^{ママ}べき事項を授け」という公式的な説明が戦前文部省による本格的な公民科教育の原点だと思われる。具体的な政策としては対象とする「国民公民」が明記される「改訂実業補習学校規定」の公布、「公民教育調査会」の成立、「公民科教大綱」の制定など一連の動きを通して「公民科」を学校教育の領域の中に定着させたことである。

新たに構想された「公民・公民科」教育の対象は従来の「市町村公民」から「全体の国民＝国家公民」へ拡大し、性別や年齢などの資格を問わず、国民＝公民全体を対象とし、特定の政治知識にとどまらぬ、より広い世界観や人間関係、社会全体の共存共栄に関する意識を構築するというような目標が設定されたと考えられる。そして、対象面の転換に応じて、内容面も従来の地域に関する法制、経済知識だけではなく、立憲君主体制、皇国、国体、愛国精神など社会生活を送るために必要となる知識を取扱うようになった。

このような政策方針の転換について、中野重人はドイツ的か、アメリカ的かという二者択一的考え方のもとでは成立していない。目指す究極な目標は staatsbürger であっても citizen である。最終的には「団体の一員」と規定することにより、両者を止揚すると指摘した⁵⁾。

② 1931年

実業補習学校に引き続き、中学校は1931年に専門的知識に流れや概念の羅列に傾きや日常生活と縁遠い傾向があるなどの欠陥を補うため、旧来の「法制及経済科」を廃止し、「公民科」を正式に設置した。

2) 表1参照

3) 高山次嘉(1970)「国民科から公民教育への展開」『社会科教育研究』30号

4) 大森照夫・森秀夫(1968)「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要第3部門』20集

5) 中野重人(1969)「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』NO.17

③ 1937年

1930年代から満州国独立（1932）、国連脱退（1933）、天皇機関説（1935）、2・26事件

（1936）など激動する国内情勢に対して、これまでの比較的アメリカの価値観寄りの公民教育が批判されるようになり、再構築されることになった。天皇主権体制への根本的な侵害の恐れがあると指摘される自由主義、共産・左傾思想に関する内容は排除され、新たに構想された公民科の内容は政治知識以外に、大日本帝国国民が備えるべき徳操・資質を育成する方向性に切り替えられた。この期間に重要な役割を果たしたのは教育刷新委員会、国民精神文化研究所、帝国公民教育協会などの機関である。諸機関はこれまでの公民科の構成内容に対して、自由主義・個人主義の傾向が強い、国体や憲政の本質の説明が足りない、内容不均等性・重複性が高い、情意の陶冶に関する内容が少ないなどの問題点を批判し、本質的に天皇主権に反する民主主義、共産、左傾思想に行き着く恐れがあると指摘した。これらの批判や検討を踏まえ、文部省は1937年に新たに改訂された「公民科教授要目改訂の趣旨」、「公民科教授事項取扱上の参考」を発表した。この政策の転換に関して、斉藤利彦（1987）は、公民科そのものが次第に修身科の要素を強め、あるいは「国家総動員法」の施行などにより法治国家の原理が掘り崩されるにつれ、公民科存立の基盤は解体されていくと指摘した⁶⁾。

3. 調査・分析による「公民」概念

以上、諸先行研究による戦前日本の「公民・公民科教育」に関する政策およびカリキュラムの構成を概観した。多様・多面的内容構成の中、「公民」という新しい身分・概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究は政府による公式に発表された教育関係の法令、教授大綱・要旨、現場で使用される教科書、そして実際に政策の制定に関わる官僚・有識者の見解の調査・分析を通して、戦前における「公民」概念に関する定義を究明する。

(1) 政策方針に関する調査・分析

教育関係の法令および教授大綱・要旨による公式的な見解に関する調査結果として、戦前の「公民」概念は1920年から実業補習学校規定の改定など一連の動きに伴い、初めて公式的な定義および法的位置づけを獲得したと思われる。まず、「改正実業補習学校規定」第8条の説明により、「公民」は初めて学校教育を受ける主体であると明言され、そして、国民や臣民以外に、「理想的な公民を育成すること」は学校教育の任務のひとつであると認められることになった。次に、「公民教育調査委員会」の成立および「実業補習学校公民科教授大綱」の発表もさらに政府が理想的な公民を育成する教育を重視する傾向を示した。そして、1931年の中学校令施行規則の改正に伴い、「公民科」の法的位置づけはさらに確立されたのである。

1893年に公布された「実業補習学校規定」第1条の説明により、実業補習学校は実業に従事する若者を対象とし、小学校教育の補習および職業に必要な知識技能の授受を提供する役割として創設された。大森・森（1968）は日露戦争後社会環境の停滞および国民の華美な生活様態を改善

6) 斉藤利彦（1987）「公民科の変質—昭和12年における公民科教授要目改訂の内容と性格」『学習院大学文学部研究年報』34号

するために、実業補習教育を通して、地域の住民の能力を高め、そして地域社会の自力振興を促すことが実業補習学校の創設背景および狙いであると指摘した。そして、1920年に公布された「改正実業補習学校規定」第8条の説明により、実業補習学校は実業教育を提供すること以外に、さらに「国民公民」が生活を送るために心得るべき知識を授受する役割を課された。このような政策の方向性の転換に伴い、実業補習学校の対象は地域の住民から国民全体までに拡大されることになった。

また、諸政策関係者や研究者の見解の調査・分析する結果に関して、1930年代から満州国独立、国連脱退、天皇機関説など国内情勢の激動を分水嶺とし、「公民」概念は主に二つの発展傾向が見られる。

1880年代後半、「市制・町村制」の発表と共に注目を浴び始める「公民」概念は、基本的にアメリカによる「citizen」およびドイツによる「staatsbürger」という二つの概念を取り入れながら本土の市町村自治の発展の必要に応じて新たに構築されたのである。齊藤（1982）は新たに構築された「公民」という身分について、国家の構成員である国民や臣民概念と区別され、地方自治体の構成員であり、地方自治体に対して一定の権利・義務を有する者であると理解されるべきと指摘した。

そして、1920年代に入り、「地方自治の担い手」として認識されてきた「公民」概念は再構築されることになった。文部省の公民教育普及政策に関与していた、木村正義はさまざまな公民教育に関する著書を出版し、諸外国の公民教育理念の紹介および自らの構想の説明に力を入れた。木村（1925）は当時日本国内が直面している普通選挙法の成立、陪審制の導入、婦人参政権に関する議論などの課題に対して、日本が必要とされる「公民教育」は従来の市町村公民を対象とし、理論や断片的な知識を授受する政治教育ではなく、各側面に関する知識や問題解決方法を提供する総合的な教育にならなければならないと訴えた。さらに、木村は「公民教育」を再定義し、公民教育は外国の観念であり、従来の「市町村公民」という概念と関連せず、社会生活をしていて、社会連帯責任を担う人々が対象とする、社会完成のために必要とされる知識の習得、徳操の涵養する機会を提供する教育であると述べた⁷⁾。そして文部省普通学務局長に在任していた篠原英太郎（1931）は「公民」という単一の概念に対して、「国民参政制度の下に於ける国民其の者が即ち公民である」と定義し、国家生活、政治生活、経済生活などの側面に参与する国民が公民という身分を有すると指摘した⁸⁾。

よって、1920年以降、「公民」概念は「市制・町村制」による「二十五歳以上の帝国臣民男子；二年以上其市町村の住民たること、二年以上その市町村の負担を分任せること、二年以上其市町村内に地租を納め若くは直接国税二円以上を納むること」という狭義的・法的定義から、国家の一員、社会組織の一員、社会連帯責任を担う主体などの意味へ拡大することになった。すなわち、

7) 木村正義（1925）『公民教育』富山房

8) 文部省編纂（1931）『最新公民科資料精説』帝国公民教育協会

「公民」という身分は、すでに認知されている帝国臣民、国民と異なり、国政そして地方自治活動に関心を持ち、積極的に参与することが求められた。

しかしながら1930年代国内外の情勢の変動に応じて、公民教育は欧米の自由主義、個人主義に関する価値観の否定・修正および新体制の確立に伴う国家、皇室への帰属、忠誠、敬愛などの意識・自覚の強化という目的が新たに樹立された。有識者は「西洋模倣」が中心となる公民科の構成を批判し、公民教育の日本化、すなわち、翻訳された知識の教育ではなく、日本が必要とするのは日本・皇室伝統精神や共同体意識を形成させる修身・倫理教育であることを訴えた。さらに、後に新設された「修身及公民科」について、諸論者は地方自治に参加するための基本知力以外に、教育勅語および国体観念を理解させ、忠君愛国や滅私奉公の心操を培養するという役割に力を入れるべきと強調した。

このような政策の方向性の転換に伴い、「公民」概念による欧米の政治理論との関連性が改めて否定され、古来の「オホミタカラ」概念を継承し、国民、臣民、御民、皇民とは同義であると改めて強調されるようになった。換言すれば、市町村の自治を担い、一定の権利・義務を有する者という1880年代後半から構築されてきた「公民」は国内外の情勢、政府による統治方針そして有識者の認識により、国家そして社会組織の一員として社会連帯責任を背負う者へ拡大解釈され、戦時体制期には「私」を捨て、「公」に貢献する皇国民までに転換するようになった。

(2) 教科書内容に関する調査・分析⁹⁾

国立教育政策研究所にて保管されている教科書による公民概念に関する記述の調査結果により、教科書による「公民」概念に関する説明は政策方針の転換に応じて調整される傾向にある。以下に三つの段階に分け教科書内容の調査結果を述べる。

①「法制及経済科」教科書

1920年代「公民・公民科教育」に関する政策方針が確立される以前、「市町村公民」を育成するために設置された「法制及経済科」の教科書は主に「地方自治」の項目において公民概念を取り扱い、地方自治に関する基本知識および地方自治の主体である「市町村公民」という身分の資格条件を説明した。調査結果により、個々の教科書は忠実に市制・町村制による「市町村公民」に関する規定を反映し、詳細から明確に市町村公民という新たに導入された身分を、公権を有し、二年以上その市町村に在住し、一定の義務および税金を負担する帝国男子臣民であり、「市町村会」の議員や町村長の選挙に参加し、就任する公民資格を所有する者と定義する。

よって、法制及経済科教育を受けることにより、学習者は「公民」という身分を的確に地方自治体に対して一定の義務・権利を有する構成員と認識することができると思われる。

9) 表2、表3、表4参照

②「公民科」教科書（1937年以前）

1920年代「公民・公民科教育」に関する政策方針が確立されてから1937年に転換期を迎えるまで、国家・社会の構成員としての公民を育成するために設置された「公民科」の教科書は「法制及経済科」の教科書と同様「地方自治」の項目において公民概念を取り扱うが、地方自治に関する基本知識および地方自治の主体である「市町村公民」という身分の資格条件に関する説明以外に、地方自治に関する理念そして地方自治の実践および市町村の発達において一人の市町村公民としての役割を論じるようになっていった。個々の教科書の論述により、市町村自治や住民の生活の健全・発達は、市町村公民が社会生活の一員として、自主的で積極的な努力、貢献、協力し合うことが必要となる。さらに、市町村の自治活動だけではなく、学習者が国家・社会全体の動きに対して同様に關心や参加意欲を示すように、論述の中には「社会」や「公共」などの新しい概念が用いられるようになった。

よって、この段階の公民科教育を受けることにより、学習者は「公民」という身分を地方自治体に対して一定の義務・権利を有し、国家・社会・市町村の発展を背負う構成員と認識することができると思われる。

③「公民科」教科書（1937年以降）

「公民・公民科教育」の方針が1937年に再び変更されてから、「公民科」の教科書は地方自治の項目だけではなく、初章の「国体」という項目においても公民概念を取り扱うようになった。しかしながら、個々の教科書による地方自治の主体である「市町村公民」に関する説明は再び「法制及経済科」の教科書と同様、戸籍、性別、年齢などの最低限の資格条件に関する内容にとどまり、地方自治に関する理念、そして市町村公民の役割が取り上げられなくなった。そして、政府による公民科教育の政策方針および公民概念に関する見解の転換に応じて、個々の教科書は国体という項目において、「公民」を「オホミタカラ」と説明することに力を入れる傾向が見られる。説明により、「公民」は「オホミタカラ」と読み、御民、皇民、臣民と同義である。そして、政治や経済生活に積極的に取り組むこと以外に、公民は大君の赤子・たからとしての自覚を持ち、大君および国全体発達のために、与えられた使命・任務を懸命に達成することが求められるのである。

よって、この段階の公民科教育を受けることにより、学習者は「公民」という身分を地方自治体に対して一定の義務・権利を有し、大日本帝国そして天皇の支配に従う所属者と認識する傾向にあると思われる。

4. 結論

以上のように、戦前日本における公民・公民科教育の発展過程を考察した。

今回の考察の結論として、1930年代から満州国独立、国連脱退、天皇機関説など国内情勢の激動を分水嶺とし、「公民」概念には主に二つの発展傾向が見られる。1880年代後半、「市制・町村制」の発表と共に注目を浴び始める「公民」概念は、基本的にアメリカによる「citizen」およびドイツによる「staatsbürger」という二つの概念を取り入れながら本土の「市町村公民」概念と

融合し、地方自治の参政・活動主体として構築されることとなる。すなわち、「公民」は、国民や臣民との違いが強調され、立憲制・地方自治の発展による格別な身分として、義務・権利を担うこと以外に、積極的・主動的な政治参加が求められるようになった。

しかしながら1930年代国内外の情勢の変動に応じて、再構築された「公民科」には、欧米の自由主義、個人主義に関する価値観の否定・修正および新体制の確立に伴う国家、皇室への帰属、忠誠、敬愛などの意識・自覚の強化という目的が新たに樹立された。このような方向性の転換に伴い、「公民」概念による欧米の政治理論との関連性が改めて否定され、古来の「オホミタカラ」概念を継承し、国民、臣民、御民、皇民とは同義であると改めて強調されるようになった。

表1. 戦前日本における公民教育の発展過程

年代	発展過程
1879	「教育令」制定 (太政官布告第40号) 「修身科」の法的位置づけが確立された。
1881	小学校高等科に「経済」科 初等中学科に「経済」科 高等中学科に「本邦法令」科 高等師範科に「経済」科、「本邦法令」科設置
1888	「市制」・「町村制」公布 憲政の確立や陪審制の実施予定や選挙権の拡張に伴う政治知識教育の必要性は認識されるようになった。 <u>市制第7条(抜粋)</u> 凡帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來(一)市ノ住民トナリ(二)其市負擔ヲ分任シ(三)及其市内ニ於テ地租ヲ納メ若シクハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムルハ其市公民トス <u>町村制第7条(抜粋)</u> 凡帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來(一)町村ノ住民トナリ(二)其町村ノ負擔ヲ分任シ及(二)其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムルハ其町村公民トス
1899	「中学校令施行規則」(文部省令第3号)公布 修身科以外に、「法制及経済」という科目が新設された。 内容は「国民の生活に必要な知識や現行法規の概要及び理財財政の一般」と規定された。
1901	勤労青年教育の分野の公民教育、いわゆる「地方改良運動」が目的とする「自治民育」あるいは「自治体教育」が制度化された。 主には地方自治に関する政治・経済知識を授受する。教育の対象は市制・町村制に見られる「市町村の公民」すなわち地方自治に関する権利と義務を有する地方住民と一致し、「市町村の公民教育」ともよばれるようになった。

1920	<p>「改正実業補習学校規定」公布 第8条（抜粋） 実業補習学校ニ於テハ適當ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカラムヲ要ス</p> <p>主体的な「市町村公民」の意識が希薄化し「公民」は国民と併置されながらも国民の下位概念として位置づけられた。</p>
1922	「公民教育調査委員会」成立
1924	<p>「実業補習学校公民科教授要綱」発行 公民科内容は従来の政治学知識が中心となる「法制及経済科」と異なり、「人と社会」や「都市生活」など社会的な内容が加えられ、新たな人間関係や共存共栄に関する意識を構築する意図が見られる。</p>
1930	<p>「青年訓練所令」公布 「修身及公民科」設置</p>
1931	<p>「改正実業補習学校規則」/「改正中学校令施行規則」公布 より系統的な公民教育を実施するため、「法制及経済科」に代わり、「公民科」特設されることになった</p> <p>特徴：国家社会的観点が強化され、市町村公民概念がさらに希薄化になる。</p>
1937	<p>中学校、高等女学校、青年学校による「公民科」の改正が行われた 公民科内容の転換： 政治学知識以外に、公民的徳操及び大国民たるの資質を育成する役割が課され、次第に皇民化教育に転換する</p>

表2. 中学校「法制及経済科」教科書による「公民」概念に関する記述（一部）（抜粋）

年代	出版情報	「公民」概念に関する記述
1902	高橋正熊/松本敬之 『中等法制経済教科書 法制之部』 国光社	<p>公民とは市町村団体の機関の選挙に参加し、又其名誉職を担任するの義務ある住民なり。公民たる資格は左の如し。</p> <p>(一) 帝国臣民たること (二) 公権を有する独立の男子たること (三) 二年以上其市町村の住民とし其団体の負担を分ち且地租を納め若くは直接国税年額二円以上を納めること</p>
1902	持地六三郎/岩田宙造 『中等教育法制教科書』 大日本図書	<p>市町村住民中左の条件を具備する者を市町村公民となす</p> <p>(一) 帝国臣民にして公権を有する独立の男子たること (二) 二年以上其市町村の住民たること (三) 二年以上その市町村の負担を分任せること (四) 二年以上其市町村内に地租を納め若くは直接国税二円以上を納むること</p>

		市町村公民は市町村の選挙に参与し名誉職に選挙せらるるの権利あり又其名誉職を担任するは市町村公民の義務にして法律に於て認められたる一定の理由あるにあらざるを拒辞し若くは任期中退することを得ず
1904	興文社 『中学法制経済教科書』 興文社	住民に普通住民と公民との別あり、公民は市町村の公務に任ずる特別の権利義務を有するものにして、法律上一定の条件を具へざるからず、即ち独立男子にして二年以来市町村の住民となり、其負担を分任し、其市町村内に於て地租を納むるか、又は直接国税年額二円以上を納むるものを云ふなり。
1905	織田万 『法制教科書』 金港堂	住民中特に公務に参与するの権利を有し、又義務を負ふ者を公民とす。市町村公民たるの資格を有するには (一) 帝国臣民たること、(二) 満二十五歳以上の男子にして一戸を構ふること、(三) 禁治産者に非ざること、(四) 公権を有すること、(五) 二年以来其の市町村の住民たりしこと、(六) 二年以来其の市町村の負担を分任したること、二年以来其の市町村に於て地租を納め若しくは直接国税年額二円以上を納めたること、(七) 二年以来公費の救助を受けざることを必要とす。
1907	和田垣謙三 『法制教科書』 文学社	市町村は、従来地域によりて、これを別ち、市町村制実施以来区域を変更するときは、一定の手續を要す。其区域に住居を占むる者は、其市・町・村の住民とし、内につき、(一) 公権を有し (二) 二年以来住民となり (三) 市町村の負担を分け (四) 其市町村内に於て地租を納め若くは直接国税年額二円以上納むる男子は、市町村の公民とす。
1907	小原新三 『中等教育法制教科書』 日本大学	住民中、一定の資格を有する者を公民と称す。公民は、普通住民の有する権利及義務外、更に特段なる権利を有し、義務を負ふ。特段なる権利、義務とは、市、町、村の選挙に参与し、且、其の名誉職に選挙せらるるの権利、及一定の事由に依るの外、名誉職を辞することを得ざるの義務是れなり。
1910	日本大学 『中学法制経済要義』 光風館書店	住民中左の資格を有する者を公民とし、自治行政に参与せしむ。 (一) 帝国臣民 (二) 二十五歳以上の男子 (三) 一戸を構へ治産の禁を受けず (四) 二年以来市町村の住民 (五) 市町村の負担分任 (六) 市町村内に於て、地租若しくは直接国税年額二円以上納税。 公民の権利義務左の如し。 権利 市町村の選挙に参与し、市町村の名誉職に選挙せらる。 義務 名誉職を担任す。
1911	岡本一郎 『中等学校教科用書』 法制 大意 山陽書籍	市町村住民中、下に掲ぐる資格を具ふるものを、特に市町村公民と称す。 (一) 帝国臣民たること。 (二) 公権を有すること。 (三) 独立の男子たること。 (四) 二年以上、当該、市町村の住民となり、市町村の負担を分任し、及び其市町村内に於

		て地租を納め、若くは地租以外の直接国税二円以上を納むること。
1912	吾孫子勝/気賀勘重 『中等法制経済教科書』 同文館	住民中年齢二十五歳以上の男子にして納税其他法律の定むる資格を有する者を公民と称す。公民は市町村会議員を選挙し又は之に選挙せられ及び其の他名誉職吏員に選ばるることを得。
1915	木下孫一/桂忠雄 『国民教育法制大意』 瞭文堂	住民には1. 普通住民。2. 公民との二種あり。 (中略) 公民は住民中一定の資格を有する者にして、市町村の選挙に参与し、又市町村の名誉職に選任せらるるの権利を有し、同時に名誉職を担任するの義務を負はしむ。
1916	清水澄 『法制教科書』 清水書店	住民中、市町村の公務に参与するの権利義務を有する者を公民といふ。即ち、二年其市町村内に住居し、且其市町村の負担を分担する満二十五歳以上の帝国臣民たる男子であつて、独立の生計を営む者は、刑に処せられた者・禁治産者・準禁治産者等の如く特別に除外された者でない限り、その市町村の公民として市町村会の選挙に参与し、市町村会の議員、町村長等の如き名誉職に選挙せられる権利を有し、及名誉職に選挙せられた場合には之を担任するの義務を負ふ。

表3. 中学校「公民科」教科書による「公民」概念に関する記述（一部）（抜粋）

年代	出版情報	「公民」概念に関する記述
1929	大島正徳 『中等昭和公民読本』 政治教育学会	公民とは法制上には市町村住民にしてその自治行政に關与し得る資格あるものをいふので、選挙権及び被選挙権を有するものを称する。 (中略) 公民といふのは、今いふ通り法制上の言葉に相違ないが、かく法制上に公民たる資格が規定されるにいたつたのは、その根本に、各自が市町村といふ社会生活の一員として、自治し協同して、その社会生活を健全に発達させようといふ覚悟があると信ぜられたからである。
1930	塚原政次 『昭和公民教科書』 弘道館	市町村の住民の中で左の条件を具へた者を公民と称するのである。 (中略) このやうに、住民の年齢・性・財産・性行等に関し、公民の資格を限定するのは、専ら公民権を尊重するに由来するのである。 (中略) 市町村の進歩・発達は一にかゝつて市町村公民の素質の良否にありといふべきである。市町村公民は常に自主的に公共の精神を以て、地方自治団体の発展に貢献せねばならぬ。
1931	佐藤寛次/近藤康男 『新制中等公民教科書』 西ヶ原刊行会	市町村住民の中、市町村の公務に参与する権利と義務とを有する者を市町村公民といひ。公民たる資格を公民権といふ。凡そ公民たるには公務の重大なるに鑑みて、公務に参与し

		てその責を完うし得るに足る資格が必要である。
1932	湯原元一 『中等公民訓』 東京開成館	市町村の住民であって、二年以上その市町村に住居する年齢二十五年以上の帝国臣民である男子を市町村公民といふ。 (中略) 実際上市町村自治の中堅となって働くものは公民である。市町村は公民の心得の良否によってその盛衰が分かれるから、公民の責任は実に重いといはねばならぬ。
1935	木村正義 『改訂中等公民科教科書』 富山房	現行法によれば、帝国臣民たる年齢二十五年以上の男子で二年以来市町村住民たる者はその市町村公民である。 (中略) 公民たる資格に関する規定はしばく改正せられ、今日では政治能力ある男子住民は漏れなく市町村の公務に参与し得るやうになったが近き将来に於ては女子にも男子と同じく公民権が賦与せられ、市町村住民全部が協力して我が市町村の経営に与るやう努めねばならぬ。
1937	及川儀右衛門 『新編公民科教科書』 修文館	我等は、この国に生をうけたことを深く光榮とし、その責務の愈、大なるものあることを銘記し、宜しく大御心を体して、国民精神を振作し、公明な心で国政に参与し、立憲自治の本義に副ひ、よく業に服し産を治め、経済生活を全うして国力の充実をはかり、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを念とすべきである。これ即ちオホミタカラ（公民）としての本分をつくす所以で、かくの如く公益を広め世務を開くの道を修め、新しい時代に処する国民たるの責任を全うすべき素地を養ふことは、公民科の志ざす中心目標なのである。 住民のうちで、(一) 帝国臣民たる満二十五歳以上の男子で (二) 二年以来市町村に住所を有する者を公民といふ。 (後略)
1939	広浜嘉雄 『新撰公民科教本』 高陽書院	大宝（おほみたから）は公民とも書かれてをり、御民は大宝とも解されていることから知られるやうに、公民科の公民は、御民を意味し、随って、臣民我等を指すわけである。 住民のうち、帝国臣民たる年齢二十五歳以上の男子にして、二年以来市町村の住民たる者は、その市町村の公民である。 (中略) 公民は、地方自治団体の選挙に参与し、名誉職に選挙せられる権利を有するとともに、名誉職に選挙されたときは、之を担任せねばならない義務を負うている。かかる権利と義務とを併せて、公民権といふ。
1941	文部省 『中学公民書』 教育図書	我等は大君の赤子であり、大君に仕へまつる公民である。随って我等の一身は決して私のものではなく、大君の「おほみたから」であり、御民である。

		<p>帝国臣民たる満二十五歳以上の男子で、二年以来その市町村住民たる者を原則として市公民・町村公民とし、市町村の公務に参与する権利を認めるとともに、これに参与する義務を負はしめている。</p> <p>(中略) 市町村公民の担任すべき職務は、無報酬で奉仕する名誉職であることが原則である。公民が名誉職の真に名誉であることを自覚して、献身努力するところに自治団体の生命が存する。</p>
1943	戸田貞三 『新制中学公民教科書 中等学校教科書刊』	<p>我等国民は、我が大君の赤子であり、公民(おほみたから)である。随って我等の心身は、もとこれ我等のものではなく、我が大君へ捧げまつた天皇の大御宝である。</p> <p>市町村公民は(一)市町村会議員などの選挙に参与し(二)名誉職たる市町村会議員・吏員・委員などに選ばれる権利を有し、且つ(三)これらの名誉職に選ばれた場合、これを担任すべき義務を負うている。公民たる者は、これらの権利を行使し、義務を履行するに当っては、私利私欲を離れて、自治体の福利増進に、献身的努力を致さなければならない。</p>

表4. 実業補習学校「公民科」教科書による「公民」概念に関する記述(一部)(抜粋)

1930	実業公民教育会 『実業学校公民教科書』大光館書店	<p>住民中左の資格のあるものを公民といふ。</p> <p>(一) 帝国臣民たる男子で年齢二十五年以上の者。</p> <p>(二) 二年以来其の市町村の住民たる者。</p> <p>公民は市町村の選挙に参与し、又名誉職を選挙せられる権利を有し、且名誉職を担任するの義務を負ふ。これを公民権といふのである。</p>
1933	末吉庄市 『新訂実業公民教科書』大阪日本出版社	<p>地方より選ばれて公務に従事する者は勿論一般の公民たる者も、亦団体の利害を以て自己の利害となし、協力して地方公共の福利を図らねばならぬ。之に反して、自治に関することを煩勞なりとし、理由なく之を回避し、若しくは私情を以て党派を結び、自治を利用して紛争の具とするが如きは、其の自治制の精神に反するものと謂ふべきである。</p>
1934	中川善之助 『実業公民教本』六星館	<p>公民として最も重大なることは、市町村の選挙に際し他人を選挙し、もしくは他人より選挙せられて議員となり、地方自治に参与するの権利を有する。</p> <p>(中略)</p> <p>公民が市町村長・市町村会議員その他市町村の名誉職に選任されたときは、特別の支障なき限り、その職に就いて自治の事務を親しく分掌する義務がある。</p>
1935	松崎寿 『帝国公民教科書』大同書院	<p>市町村住民の中で、帝国臣民たる年齢二十五歳以上の男子で、且、二年以上その市町村の住民たるものは、特にその市町村の公民といはれる。</p> <p>(中略)</p> <p>市町村公民は、住民としての権利・義務の外に、その市町村の選挙に参与する権利と、その市町村の名誉職に選挙される権利とを有する。これを公民権といふ。</p>
1935	太田正孝 『太田実業公民教』	<p>住民のうちで、二年以来住まひをし、満二十五歳以上で、帝国臣民たる男子を、とくに公民といふのである。</p>

	科書』 富山房	公民は住民としての権利・義務のほか、名誉職たる市町村会議員に選挙される権利と、名誉職につかぬばならぬ義務とを持っている。かやうな公民たるがためにもっている権利・義務を一括して公民権といふ。
1937	山崎犀二 『養成公民科綱要』 東京開成館	市町村の公民たる地位は、(1) 二十五歳以上の帝国臣民たる男子で、(2) 二年以上市町村住民たる者が、当然にこれを得る。 公民は市町村の選挙に参与し、其の名誉職に選挙せられる権利を有し、名誉職に選挙せられた場合は、これを担任すべき義務を負ふ。かやうな資格は、総称して公民権といふ。

主要参考文献

- 木村正義 (1925) 『公民教育』 富山房
- 文部省編纂 (1931) 『最新公民科資料精説』 帝国公民教育協会
- 文部省普通学務局／文部省実業教育局編 (1932) 『公民教育大系』 帝国公民教育協会
- 本庄長正 (1938) 『改訂公民科資料詳解』 國勢社
- 内務省地方局編 (1936) 『我が國に於ける公民教育の沿革』 内務省地方局
- 宮坂広作 (1968) 『中等学校公民科の成立過程』 全書・国民教育；第3巻
- 大森照夫・森秀夫 (1968) 「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要第3部門』20集
- 中野重人 (1969) 「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』NO. 17
- 高山次嘉 (1970) 「国民科から公民教育への展開」『社会科教育研究』30号
- 伊東亮三 (1971) 「公民教育の研究Ⅰ－初期社会科を中心に」『神戸大学教育学部研究集録』45集
- 中野重人 (1971) 「わが国における公民科教育の史的研究」『宮崎大学教育学部紀要社会科学』30号
- 三宅宏司 (1976) 「我国における実業補習学校と「公民科」」『大阪教育大学紀要Ⅴ教科教育』25巻1号
- 斉藤利彦 (1982) 「地方改良運動と公民教育の成立」『東京大学教育学部紀要』22巻
- 斉藤利彦 (1987) 「公民科の変質--昭和12年における公民科教授要目改訂の内容と性格」『学習院大学文学部研究年報』34号
- 高山次嘉 (1994) 「学校の教科の誕生と消滅(公民科の場合－教科構成の政治史)」日本学校教育学会『学校教育研究』9号